議案第11号

三朝町室、課設置条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾弐月拾六日　提出

三朝町長　坂出雅

昭和廿八年拾弐月拾六日　議決

三朝町議会議長　天野康

昭和廿八年三朝町条例第　号

三朝町室、課設置条例

第一条　地方自治法第百五十八条第六項の規定に基き町長の権限に属する事務を分掌させるため次の室並に課を置く

総務課
税務課
観光経済課
農林課
厚生課
出納室

第二条　室、課において掌る事務は次の通りとする

一、総務課
イ、職員の進退及び身分に関する事項
ロ、町行政の綜合企画に関する事項
ハ、町の財政に関する事項
ニ、戸籍、住民登録に関する事項
ホ、庶務並に他課等の主管に属しない事項

二、税務課
イ、固定資産の評価に関する事項
ロ、町税の賦課並に徴収に関する事項

ハ、税外諸収入金の徴収に関する事項

三、観光経済課

イ、観光の綜合企画並に宣伝に関する事項

ロ、商工の振興に関する事項

ハ、土木並に建築に関する事項

ニ、主食等の配給に関する事項

四、農林課

イ、農業並に農地及耕地に関する事項

ロ、森林に関する事項

ハ、災害に関する事項

五、厚生課

イ、保健並に衛生に関する事項

ロ、社会福祉に関する事項

ハ、国民健康保険並に直営診療所に関する事項

ニ、保育所に関する事項

六、出納室

イ、町の現金並に物品の出納に関する事項

ロ、金庫に関する事項

第三条　この条例の施行に関し必要なる事項は規則で定める

附　則

1、この条例は公布の日から施行する

2、三朝町室、課設置条例（昭和二十八年三朝町条例第六号）は廃止する